

玉井斎場をご利用の皆様へ

玉井斎場は、皆様の施設として末長く適切な維持管理に努めてまいりますので、ご利用の際には、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

ご遺体の受付時間は、午前8時40分からです。これより早く来場された場合、火葬及び待合室の準備が完了しておらず、お待ちいただくことになります。

ご遺体の損傷や火葬時間の遅れの原因となりますので、ひつぎの中にプラスチック類や本、布団、毛布などを入れないでください。

< ひつぎの中には、次の物品は入れないでください >

- ① プラスチック類（おもちゃ、人形など）
- ② ガラス、陶器製品（酒びん、ビールびん、化粧品、食器類、眼鏡レンズなど）
- ③ カーボン製品（釣具、ラケットなど）
- ④ 金属製品（腕時計、指輪、お金、メガネ、ゴルフクラブなど）
- ⑤ 危険物、爆発する可能性のあるもの（スプレー缶、ライターなど）
- ⑥ ドライアイス（出棺の際に取り除いてください。火力が低下します）
- ⑦ 医療治療器具（コルセットなど）
- ⑧ 書籍、果物などの燃えにくい品物、菓子、繊維製品（布団、毛布、衣類、ぬいぐるみ等）

※心臓ペースメーカーを使用されていた場合は、必ず火葬前に係員にお申し出ください。

< 斎場を利用するときには、次の点にご留意ください >

- ① 火葬予約時間に遅れないよう、余裕をもってお越しください。
- ② 「埋火葬許可証」と「火葬場使用許可証」を係員に渡してください。
- ③ 火葬が行われた後に、係員が「埋火葬許可証」に火葬年月日時を記入して、お返しします。（「火葬場使用許可証」は斎場で引き取ります。）
- ④ 自動販売機はありませんが、セルフサービスのお茶をご用意しています。
- ⑤ 所定の場所以外での飲食や喫煙はしないでください。
- ⑥ 飲食や喫煙をされた後、コップや湯飲みなどの後片付けをしてください。
- ⑦ 持ち込みされた食べ物や飲み物の容器、弁当などの食べ残しはお持ち帰りください。
- ⑧ 施設の中では、必ず係員の指示に従ってください。
- ⑨ 施設では「心付け」は一切受け取りません。
- ⑩ 犬、猫等ペットを連れてのご来場はご遠慮ください。

< 駐車場について >

駐車スペースが限られておりますので、極力、車は乗り合わせてお越しください。

< 使用料について >

区 分		単 位	使 用 料		
			圏域内居住者	圏域外居住者	
火 葬	死 体	大 人	1 体	12,000 円	50,000 円
		小 人	1 体	7,000 円	30,000 円
	死 産 児		1 胎	4,000 円	20,000 円
	改 葬 遺 骸		1 体	3,000 円	
	系統解剖遺体（主部）		1 体 分	3,000 円	
生 体 分 離 肢 体		1 人 分			
焼 却	産 汚 物 等		1キログラム	1,000 円	
	系統解剖遺体（残部）		1 体 分	7,000 円	
	死 体	2 4 時間	15,000 円	30,000 円	
死 産 児			7,000 円	15,000 円	

（圏域内居住者） 死亡者又は死亡届出人のいずれかが境港市、松江市（以下「圏域」という。）内に住所を有している者及び管理者が規則で定める死亡者

（圏域外居住者） 圏域内居住者以外のもの

（小 人 料 金） 死亡当時年齢12歳未満の者

（死 産 児） 妊娠4月以上の死胎

（改 葬 遺 骸） 埋葬されていた遺骸

< 改葬の注意事項 >

お骨は必ず骨壺から出して、紙袋、紙箱、木箱などの燃えやすい入れ物に入れてお持ちください。ビニール袋などには入れないでください。

骨壺は、事前にご準備ください。斎場ではご用意しておりません。また古い骨壺の引き取りも行っておりません。

< 利用手続等について >

- ① 受 付 場 所 境港市役所、松江市の美保関支所、八束支所及び島根支所
- ② 火 葬（着 火） 時 間 午前9時、10時、11時、午後1時、2時、3時
- ③ 休 場 日 1月1日、1月2日
- ④ 玉 井 斎 場 の 所 在 地 島根県松江市美保関町福浦130番地

< 問い合わせ先 >

- 境港市役所（市 民 課）TEL（0859）47-1033（休日、夜間44-2111）
- 松江市役所（市 民 課）TEL（0852）55-5256
- 美保関支所（市民生活課）TEL（0852）55-5744
- 八束支所（市民生活課）TEL（0852）55-5824
- 島根支所（市民生活課）TEL（0852）55-5724